

目次

- (1) 指導者の研究への補助、手伝い、見習い?
- (2) 学生と指導者の研究テーマ・データの重複の程度
- (3) 研究室での共同によるデータ収集や成果公開時の留意点
- (4) 学生の発表応募や論文投稿に際しての指導者の関与、留学生の場合のネイティブチェックは?
- (5) パワーハラスメントの危険性

(1) 指導者の研究への補助、手伝い、見習い?

- ▶ アルバイト雇用で謝金を支払う研究補助
データ入力、解析補助、資料作成補助など。
(研究分担者や研究協力者の仕事ではない)
- ▶ 調査の手伝い、見習い? ボランティア?
- ⇒ 指導者と学生のパワー関係を考える。
ハラスメントの危険性あり。被験者なども断りにくい。

(2) 学生と指導者の研究テーマ・データの重複の程度

背景:

- ▶ 指導者の背景としての専門分野
- ▶ 学生は専門分野に関心をもち学部や大学院へ入学、研究室配属

留意点:

- ▶ テーマやデータの重複が著しく、新規性のある論文と言えるか。
- ▶ 学生が自律的に学べる配慮があるか。ハラスメント的な言動はないか。

(3)a. 研究室での共同によるデータ収集や成果公開時の留意点

背景:

- ▶ 共同で分析する

留意点:

- ▶ 論文の筆頭者は誰か。当初研究の着想を得た者は?

(3) b. 学生が複数の学術雑誌に投稿する場合の留意点

背景:

- ▶博士論文作成のための査読論文が必要。
- ▶複数の学会誌・紀要への投稿希望あり。

留意点:

- ▶二重投稿をさせない。
- ▶修士論文は基本的に非公開のため、重要な先行研究にしない。
- ▶公開済みの論文と同じデータを用いた論文を新たに投稿する場合、別の研究であることが明確にわかるよう、目的や分析を書き、必要に応じて引用を行う。

7

(4) 学生の発表応募や論文投稿に際しての指導者の関与 留学生の場合のネイティブチェックは?

実際の対応上の選択肢:

- ▶投稿時の指導は集団(ゼミ)のみなのか
- ▶誰がネイティブチェックを担当するのか

留意点:

- ▶指導教員の事前チェックで最低限のミスや失敗は防げる。
- ▶日頃から、ゼミ仲間の中で互いに啓発する雰囲気作りを。

8

(5) パワーハラスメントの危険性

相手との人間関係によっては、ハラスメントがあり得る。

ぜひ改めるべき、研究指導にかかわる感覚の例:

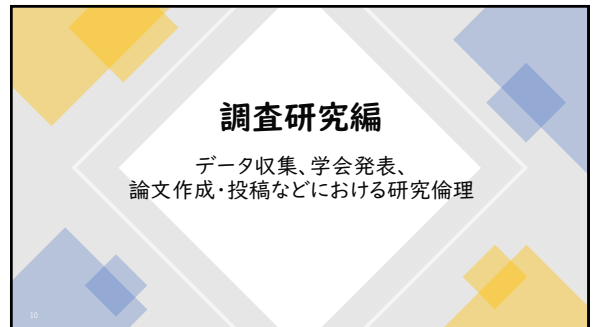
- 「業績が必要な学生に良かれと思って」
- 「学生も教員も業績が稼げるならいいじゃないか」
- 「パワハラは意図はない」「今まで問題になったことはない」

理由: 教員と学生とのパワーバランス

- 「やりたくないけど、強制感があって先生には言えない」

国内外で関係者が共通理解を持ち、ハラスメントを防ごう!

9



目次

(1) データ収集の際の留意点

- ・データを取る際の留意点
- ・データ管理・共有

(2) 学会発表、論文作成・投稿の際の留意点

- ・二重投稿・二重発表応募・論文公開方法
- ・剽窃、引用、捏造・改ざん

11

(1) データ収集の際の留意点

- ▶予め調査協力者に研究の目的などを伝え、**承諾書**を取っておく。
特に、録音・録画する際は、**協力者の了承**が必要。
- ▶原稿では仮名を使用するなど、協力者の**プライバシー保護**に努める。
- ▶協力者の**人権**に配慮する。

場合によっては:

- ▶データ収集後も再度、データ使用の許可が必要。
- ▶原稿執筆時も協力者に校閲と承諾を依頼する必要。

12

(1) データ収集の際の留意点

データ管理・共有

- ▶ **データ**: 録音・録画・文字化データ、活字・音声データ、インタビュー、アンケート、コーパスのデータ、学生の成果物、測定・集計データなど。
- ▶ **データの保管**: 第三者に触れさせない、流出・紛失させない。
- ▶ **レポート**: 研究の公正さ、新規性を保障し、アイデアの可視化・共有化が図れる。

授業実践の引継ぎノート、観察記録などで、授業再現を可能とする

13

日本語教育学会 研究倫理規程

第7条 会員は、研究に関わる者の基本的人権を尊重する。
(プライバシー保護)

第8条 会員は、研究活動において知り得た関係者のプライバシーの保護に留意する。
(研究データの扱い)

第9条 会員は、研究データの提供を受ける場合には、データの提供元となる機関または調査協力者から同意を得る。また、そのデータの取り扱いに注意する。
(研究データの管理)

第10条 会員は、データの再確認や再検証、開示要求に対応できるよう、適切な方法で、収集したデータを管理する。
(不正行為の禁止)

14

(2) 学会発表、論文作成・投稿の際の留意点

二重投稿・二重発表応募・論文公開方法

- ▶ 未公開の論文を投稿する。
- ▶ 二重投稿、二重発表応募をしない。
- ▶ 投稿中の論文を発表応募してはいけない。
⇒ 大会委員会では、発表者が発表応募時に類似の発表の有無を申告するようにしている。
- ▶ 分割投稿、異なる記述言語での投稿。
- ▶ 査読中の論文やデータを自身のWEBで公開しない。

15

(2) 学会発表、論文作成・投稿の際の留意点

剽窃、引用、捏造・改ざん

- ▶ 剽窃、捏造・改ざんをしてはいけない。
- ▶ 本文中で引用した文献は、必ず参考文献リストに入れる。
- ▶ 参考文献リストに入れた文献は、必ず本文中で引用する。
(クロスリファレンスの重要性)
- ▶ 論文投稿・発表応募の際、著者が誰か分かるような書き方をしない。

16

日本語教育学会 研究倫理規程

第11条 会員は、研究活動において、捏造、改ざん、盗用等の不正行為を行ってはならない。
(研究者および著者情報)

第12条 会員は、研究の公開にあたり、共同研究者や共著者の名を連ねる際は、必ず同意を得る。

17

参考文献リスト

- ・学会の研究倫理規程
<http://www.nkg.or.jp/pdf/teikan/NKG150312kenkyurinrikitei.pdf>
- ・学会誌投稿要領、マニュアル、FAQなど書類一式
<http://www.nkg.or.jp/kenkyusha/faq>
- ・大会と支部集会の発表要領
http://www.nkg.or.jp/wp/wp-content/uploads/2018/08/20180901_happyoyoryo.pdf
- ・日本学術振興協会「研究公正」
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>
- ・科学技術振興機構「研究倫理」
<http://www.jst.go.jp/researchintegrity>
- ・文部科学省「『研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン』の決定について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/26/08/1351568.htm

18